

自然災害等による休講及び定期試験の延期の取り扱いに関する申合せ

(趣旨)

- 1 自然災害等における学生の安全を確保するため、授業及び定期試験（以下「授業等」という。）について、迅速かつ適切に休講及び定期試験の延期（以下「休講等」という。）の措置を講じるために必要な事項を定める。

(警報等の確認)

- 2 気象警報及び緊急地震速報（以下「警報等」という。）の発表・解除及び交通機関の運行状況の確認は、教務課及び学生課が関係機関への問合せやインターネット、テレビ、ラジオ等の報道により行うものとする。

(警報が発表された場合の休講等措置)

- 3 警報が発表された場合の休講等措置は次のとおりとする。
 - 1) 午前6時30分時点で、北九州市内において、JR九州の鹿児島本線もしくは西鉄路線バスが運休している場合は、午前の授業等を休講等とする
 - 2) 午前10時時点で、北九州市内において、JR九州の鹿児島本線もしくは西鉄路線バスが運休している場合は、午後の授業等を休講等とする

(特別警報が発表された場合の休講等措置)

- 4 特別警報が発表された場合の休講等措置は次のとおりとする。
 - 1) 午前6時30分時点で、北九州市内に特別警報が発表されている場合は、午前の授業等を休講等とする
 - 2) 午前10時時点で、北九州市内に特別警報が発表されている場合は、午後の授業等を休講等とする

(不測の事態等への対応)

- 5 上記に定めるもののほか、不測の事態（事故やストライキによる公共交通機関の運休等）が発生した場合は、学長が教務部長及び学生部長と協議し、休講等の措置を定める。

(授業等開始後の休講等措置)

- 6 授業等開始後に休講等とする場合は、学長が教務部長及び学生部長と協議し、休講等の措置を定める。ただし、緊急を要する場合は授業担当教員の判断で実施する。

(前日の休講等措置)

- 7 前日に休講等措置の必要があると判断される場合は、学長が教務部長及び学生部長と協議し、休講等の措置を定める。

(休講等措置の周知方法等)

8 休講等措置の周知方法及び担当は、次のとおりとする。

- 1) 学内掲示板(教務課)
- 2) 学内電子掲示板(教務課)
- 3) 非常勤講師への連絡(教務課)
- 4) 公式ホームページ≫緊急時連絡掲示板(学生課)
- 5) 公式Twitter(学生課)
- 6) マスメディア(学生課)
- 7) 学内にいる学生への帰宅呼びかけ(関係各課)
- 8) 電話による問合せへの対応(すべての教職員)

(休講等の代替措置)

9 授業等が休講等となった場合は、次の代替措置を講じる。

- 1) 授業が休講となった場合は、原則として、授業担当教員は補講を行う。補講日は掲示により周知する。
- 2) 延期した定期試験の新たな実施日については、掲示により周知する。

(救済措置)

10 休講等の措置を講じない場合において、自然災害等による影響のため通学経路上の交通機関が運休する等のやむを得ない事由が発生し授業等に欠席した場合は、「授業欠席の取り扱いに関するガイドライン」により対処する。

(学外実習等の取り扱い)

11 休講等措置が講じられた場合の学外で行う実習やインターンシップについては、適宜、学科長が当該受入施設等と相談のうえ、実習等担当教員を通じて措置を講じる。

(その他)

12 休講等措置が講じられた場合は、原則として、すべての課外活動を禁止するとともに、帰宅困難となった学生を除き、学生の大学施設の利用を禁止する。

附 則

この申合せは、2015(平成27)年10月1日から施行する。